

公 示 日 : 2022 年 5 月 18 日(水)

調達管理番号 : 22a00164

国 名 : ネパール

担当部署 : 経済開発部民間セクター開発グループ第一チーム

調達件名 : ネパール国海外就労者キャリア開発・起業家支援プロジェクト  
詳細計画策定調査 (創業・起業支援)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 創業・起業支援
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 6 月下旬から 2022 年 10 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.17、国内 0.9、合計 2.07
- (3) 業務日数 : ・第 1 次 国内準備 5 日、現地業務 21 日  
・第 2 次 国内準備 5 日、現地業務 14 日、国内整理 8 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2022 年 6 月 1 日(水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン  
(2022 年 4 月)」別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる  
競争手続き

[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2022 年 6 月 14 日(火)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	創業・起業支援を含む民間セクター 開発に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	ネパール／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ネパール国（以下、「ネパール」と称す。）では多くの国民が海外で就労しており、今後留学や就労などの海外経験を積んでネパールに帰国する人材（還流人材）が産業振興において大きな役割を果たすことが期待できる。

2021 年度に実施した「ネパール国日本還流人材を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査」においては帰国した還流人材について、帰国後に受け皿となるネパール企業の不足、求人・求職のマッチング機会の不足が挙げられている。また、帰国人材に対する起業支援に関して帰国後の起業ノウハウの習得機会不足や起業資金へのアクセス不足が課題としてあげられている。こうした課題解決に向けて、ネパール政府から技術協力プロジェクト「海外就労者キャリア開発・起業家支援プロジェクト」に係る要請書が提出された。

また、ネパール政府は帰国人材の再統合に関する政策の策定中であり、この課題に対して取り組みを行っている。こうした背景から本プロジェクトの実施を通じ、還流人材が帰国後に日本で習得した技能を活かしたキャリア開発や起業ができる環境が醸成されることが期待される。

本詳細計画策定調査は、①海外就労帰国人材が参加可能な創業・起業研修の

実施組織や内容・課題の把握、②創業・起業を目指す人材への資金提供組織や内容・課題、③帰国後の求人・求職のマッチング機会の提供、④スキル証明の制度等の還流人材の再統合に関する現状や取り組みを把握（①及び②に関連して、JICA との協業可能性の検討を含む）した上で、⑤他ドナーの取組やネパール政府の意向を踏まえ、海外就労帰国者向けの創業・起業支援サービス及び就業支援サービスを中心としたプロジェクトのスコープ等を検討しネパール政府及び協業相手先候補との協議を通じて、本事業の協力計画を策定するために必要な情報を収集し、分析することを目的とする。

## 7. 業務の内容

（詳細計画策定調査）

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定（うち、海外就労帰国者にも裨益する創業・起業支援に係る部分）のために必要な以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1） 第1次国内準備期間（2022年6月下旬～7月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ネパール国側関係機関（C/P 機関等）やドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ② 特に創業や起業に係る課題やボトルネック、これらを解決するための打ち手についても調査中に十分情報収集・分析・立案が出来るよう担当分野の調査計画の具体化を検討する。
- ③ 既存の他ドナー報告書、ネパール政府作成の関連報告書等を参照し、ネパール国の還流人材を含めた創業・起業家支援組織、サービス、課題、還流人材の再統合に関する現状を把握し、還流人材に対する支援を分析する。
- ④ JICA（経済開発部、ネパール事務所等）並びに他の調査団員等と調査計画につき協議の上、必要な訪問先を抽出し、現地業務における業務内容を整理して調査方針（案）作成に協力する。
- ⑤ 調査団内打合せや対処方針会議等に参加し、出席後は他の調査団員と協力して議事内容をメモにまとめて提出する。

### （2） 第1次現地業務期間（2022年7月上旬～7月下旬）

- ① JICA ネパール事務所等との打合せに参加する。

- ② ネパール国側関係機関や他ドナーとの協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
  - ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
    - ア) 創業・起業支援関連の政策、法令、制度、予算措置、運営主体の概要、利用者向けのサービス内容・料金体系、利用状況等について情報収集し還流人材の再統合の支援に対する体制を分析する。
    - イ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（IOM、世界銀行、KOICA、イスラエル大使館等）と民間組織（企業、インキュベーター、アクセラレーター等）による創業・起業支援の活動動向、連携の可能性を分析する。
  - ④ JICA ネパール事務所に現在の状況と課題、課題を解決するための分析結果をまとめた現地業務報告書（和文）を他の調査団員等と協力して提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打合せを行う。
- (3) 第2次国内準備期間（2022年7月下旬～8月下旬）
- ① 第1次国内準備並びに第1次現地業務で得られた結果を基に、以下について整理・分析を行う。
    - ・ネパールにおける官・民の創業・起業支援に関する体制を把握・整理・分析の上で、今後取り組むべき課題を抽出し、取り組みの方向性を検討する。
    - ・JICA（経済開発部・ネパール事務所等）に上記調査結果を報告し、必要に応じて加筆・修正を行う。
    - ・上記を踏まえ、ネパール側に提示する資料準備等次回派遣に必要な業務・準備を行う。
    - ・JICAが行う本格調査のR/D(Record of Discussion)案及びM/M(Minutes of Meeting)案の作成に協力する。
- (4) 第2次現地業務期間（2022年9月上旬～9月下旬）
- ① JICAとともにネパール側に対して第1次現地業務の結果を共有するとともに、追加的に必要な情報の収集、整理、分析を行うと共にヒアリング議事録を作成する。
  - ② 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D : Record of Discussions）を他分野の団員と

もに検討する。

- ③ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。
- ④ （2）④提出した現地業務報告書（和文）を更新し、JICA ネパール事務所等に提出した上で報告する。

（5） 帰国後整理期間（2022年10月上旬～中旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 他調査団と協力し、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1） 業務完了報告書

2022年10月14日(金)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

（2） 調査計画・方針（英文）及び質問票（英文）

現地派遣開始前までに電子データをもって JICA 経済開発部へ提出する。

（3） 収集資料一式

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本→カタール（ドーハ）→カトマンズ→カタール（ドーハ）→日本を標準とします。

（2） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

### (3) 一般業務費

本件業務では通訳・翻訳は不要と想定していますが、必要に応じ以下の費目について記載の金額を上限に見積りに含めることを可とします。契約交渉時に必要性について確認します。

- ①特殊傭上費（通訳傭上費）： 上限 34,800円
- ②資料等翻訳費・雑費（翻訳費用等）：上限 30,000円

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

- ・現地業務期間は2022年7月10日～7月30日頃及び2022年9月11日～9月24日頃を予定していますが、スケジュールが変更になる可能性があります。
- ・第一次現地業務期間は、JICAは同行せず、本業務従事者及び就業支援・評価分析のコンサルタントで現地調査を実施する予定です。
- ・尚、コロナ感染状況の変化により、現地渡航が制限される場合には、発注者・受注者間の協議によって、現地業務をすべてもしくは部分的に国内業務へ切り替える代替となる可能性があります。
- ・現時点で、ネパール国へは、新型コロナワクチンの2回接種の証明書又は72時間以内の陰性証明書の提示により現地での隔離なしでの入国が可能です。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 海外就労者キャリア支援（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 創業・起業支援（本コンサルタント）
- オ) 就業支援・評価分析（JICAが別途契約するコンサルタント）

#### ③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：第1次現地調査時のみ手配します。第2次現地調査時は業務従事者にて手配ください。
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、JICA職員等と同乗する）。

- エ) 通 訊 備 上 : なし。現地では英語で調査が可能ですが、必要に応じ業務従事者にて現地語通訳を手配ください。
- オ) 現地日程のアレンジ : 基本的に第 1 次現地調査、第 2 次現地調査ともにコンサルタントにてご対応ください。ただし、第 1 次現地調査時には JICA が必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供 : なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトにて公開されています。

- ・「ネパール国日本還流人材を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査」ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047126.html>

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

- イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル : 「配付依頼 : セキュリティ関連資料」

- ・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段

等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上